

平成31年3月1日提出

# 平成31年3月市議会定例会議案

(その3 議案第45号及び議案第46号)

木更津市

## 平成31年3月市議会定例会議案目録（その3）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第45号	木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定について	教育部	1
議案第46号	工事請負契約の締結について	教育部	3

議案第 45 号

木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定について  
木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、木更津市視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市視聴覚ライブラリー	木更津市朝日三丁目 10 番 19 号

(業務)

第 3 条 ライブラリーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 視聴覚教材及び視聴覚機材（以下「視聴覚教材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。
- (2) 視聴覚教育の調査及び研究に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、視聴覚教育の振興を図るための必要な事業に関すること。

(管理)

第 4 条 ライブラリーは、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第 5 条 ライブラリーに必要な職員を置く。

(使用の許可)

第 6 条 視聴覚教材等を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、ライブラリーの管理及び運営に関し必要な事項は、教育

委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、木更津市視聴覚ライブラリーを設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第46号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

平成31年3月1日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 木更津市立小中学校空調整備事業
- 2 工 事 場 所 木更津市立木更津第一小学校ほか26校
- 3 工 事 概 要 対象施設における空調整備に係る実施設計業務及び施工業務  
(対象施設)  
小学校15校 普通教室225室  
中学校12校 普通教室146室
- 4 契 約 金 額 1,312,200,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
- 5 契約の相手方 綜和・小峯特定建設工事共同企業体  
(共同企業体の代表企業)  
木更津市桜井新町二丁目4番地16  
綜和熱学工業株式会社  
代表取締役 和田 啓
- 6 契約の方法 随意契約

提案理由

木更津市立小中学校空調整備事業の工事請負契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年木更津市条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。